リアルタイムＰＣＲ装置一式賃貸借仕様書

本仕様書は、奈良市（以下「市」という。）が保健所で実施する微生物の遺伝子検査（標的核酸の検出及び定量）のための機器の整備等に係る事項について定めるものである。

１　品名

リアルタイム PCR 装置一式

２　構成

（１）　リアルタイム PCR 装置本体　　1 台

（２）　解析用コンピュータ　　1 台

（３）　プリンタ　　1 台

（４）　取扱説明書（日本語版）　　10 部

３　仕様

（１）リアルタイム PCR 装置本体

ア　外形寸法

27 cm × 50 cm × 40 cm（幅 × 奥行 × 高さ）程度であること。

イ　電源

AC 100V で使用可能であること。

ウ　反応フォーマット

96 Well プレート（0.2mL）及び 8 tube strip（0.2mL）で測定可能であること。

サンプル容量は 10～100μL で測定可能であること。

エ　検出部

白色 LED を光源とし、励起フィルター6 枚と蛍光フィルター6 枚の組み合わせにより、最大 21 種類の蛍光に対応できること。

オ　内臓サーマルサイクラー部

6 つの独立分割（16 ウェル×6 ブロック）した温度制御機能を有すること。

（２）解析用コンピュータ

ア　解析用コンピュータはノート型コンピュータで、機器の制御及び解析用ソフトウェアが円滑に動作する性能であること。

イ　解析用コンピュータのオペレーションシステムは Windows11 以上を搭載すること。

ウ　解析用ソフトウェアは、プログラムの作成、モニタリングした蛍光シグナルの解析が可能であり、定量解析では検量線の作成から定量結果算出まで行うことができること。

エ　解析用ソフトウェアは、解析用コンピュータにあらかじめインストールされていること。

オ　その他

サンプル間の誤差を補正するために、ROX 蛍光色素によるパッシブリファレンス補正が行えること。

蛍光波長重複補正を行うマルチコンポーネント処理が可能であること。

（3） プリンタ

プリンタは A4 サイズをカラーで自動両面印刷できるレーザープリンタであること。

（4）取扱説明書（日本語版）

日本語で記載された取扱説明書を添付すること。

3　納入場所

奈良市三条本町 13 番 1 号

奈良市保健所・教育総合センター　5 階　保健・環境検査課

4　納期

本装置一式はリース契約(長期継続契約)とし、リース期間は、令和 9 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日までとする。ただし、リース期間開始までに据付調整を行い、市担当者立会のもとに本仕様書どおりに正常に稼働できることを確認（以下「動作確認」という。）すること。リース期間満了後は、市へ無償譲渡することとする。

なお、天災等の受注者の責に帰さない事由により、納入期限までに納入が困難となった場合は、市と協議し別途定めるものとする。

5　保証

メーカー保証期間（2 年保証。ただし、プリンタは 1 年保証以上とする。）中に使用者の責めに帰さない事由により生じた故障等については、直ちに受注者の負担により修理又は代替品でこれを保証すること。

6　点検

本装置本体について、メーカー保証期間（2 年保証）終了後 1 年以内に、納入場所での点検を 1 回行うこと。点検費用は受注者の負担とする。ただし、点検試薬代は受注者の負担とし、修理交換部品代は発注者の負担とする。

7　参考商品等

サーモフィッシャーサイエンティフィック
ライフテクノロジーズジャパン株式会社（以下「サーモフィッシャー社」という。）　製
製品名　　QuantStudio 5 リアルタイム PCR システム 96 ウェル PC 付パッケージ
製品番号　　QS5-96S-TIP(2 年保証)
点検種類　　サーモフィッシャー社　スポット点検　プラチナ

上記の参考商品等又は同等商品等以上であること。

同等商品等以上での応札を希望する場合には、令和 8 年 12 月 15 日午後 5 時までに、規格や価格等が分かる資料（カタログ、仕様書、価格表等）を同等商品等承認申請書（様式不問）に添付し、電子メールをもって、保健・環境検査課に申請すること。その結果は、令和 8 年 12 月 17 日午後 5 時までに通知する。

申請先（保健・環境検査課）Mail ： hoken-kankyokensa@city.nara.lg.jp

8　その他

（1） 機器はすべて未使用のもの（新品）を納入すること。
（2） 機器の運搬、搬入、据付、動作確認及び梱包資材の廃棄費用を含むものとする。
（3） 納入の際は、事前に保健・環境検査課と納入日時、搬入車両の大きさ、搬入方法等を相談すること。
（4） 納入の際は、操作方法、維持管理方法及び故障時の対処法等について説明すること。
（5） 本仕様書の疑義については、保健・環境検査課へ問い合わせること。
（6） 本業務の処理上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。